



停職中、都立あきる野学園の校門前で「停職出勤」をしていた

▼自らの姿を生徒に示す

私は、生徒たちが自身の頭で考え判断できるよう、「口の丸・君が代」の歴史や意味について、戦前の教科書や日本が侵略したアジア諸国の教科書を使って授業をしてきた。また、式では理不尽な指示には従わない姿を、生徒たちに示すことも、教育活動の一環と考えてきた。

本紙の読者の皆さまは、都教委が2004年から卒業・入学式で「君が代」起立をしない教員を処分していることをご存じと思う。私は2005年から2009年まで毎回処分を受け、係争してきた。

▼裁判官で変わる判決

2012年、最高裁判決は「起立を求める職務命令は儀礼的所作であり、思想良心の自由を間接的に制約するにとどまるから違法とはいえない」として、不起立1回目の戒告処分は適法とし、不起立2回目の減給1月以上の処分は違法とし、処分を取り消した。

しかし、例外的に「学校の規律と秩序の保持等の観点から停職処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的

事情がある場合は重い処分も可」とし、私については、「過去の処分歴」があり、その中には「校長の揚げた国旗を降ろすなどの積極的妨害があった」として、2006年停職3月処分を適法とした。2005年の減給6月・停職1月処分についても、同一の「過去の処分歴」を使って私の処分だけは適法とした。

しかし、2007年停職6月処分は2015年控訴審で逆転勝訴し、最高裁もそれを決定した。たまたま良心的な裁判官だったゆえのこと。2008年停職6月処分では再び処分適法とされたので、2009年停職6月処分取消しは絶望的だった。やはり、2009年地裁判決は敗訴した。

ところが、である。昨年3月に起きた2009年事件控訴審判決は逆転勝訴。そして、今年2月17日、最高裁第2小法廷は、その控訴審判決を維持する決定を出した。まさかの勝訴に、私は最高裁からの書面を確認するまで、は夢を見ているような錯覚に陥った。

第2小法廷に係属されたのが昨年10月1日。その通知に、第1小法廷でなくてよかったと思った。第1小法廷には、安倍首相(当時)が選任した山口厚、木澤克之(加計学園監事)両裁判官がいるからだ。しかし、最高裁自体が安倍の選任を看過し、政権付度をより強めたのだから、2009年事件控訴審判決が維持されるとは露ほども思っていなかった。

▼処分を取消した理由

判決は、「停職6月処分は、…次の処分は免職のみであり、これにより教師としての身分を失うことになる」との警告を与え、被処分者への心理的圧迫の程度は強い」と判示。

2007年事件控訴審判決と同様、「次は免職」を意識させる心理的圧迫の強さを問題視した。その上で、一緒

やったね！「君が代」不起立停職6月処分を取消した最高裁決定

根津 公子 (元東京公立学校教員)



東京高裁前で(2020年3月25日、レイバーネット日本提供)

に係争している河原井さんの不起立と根津のそれは異なるのかを問い、行為自体は変わらないと結論づけた。また、「過去の処分歴」は停職3月処分判決で具体的事情としたのだから、再びそれを具体的事情としてはならないとした。

2007年停職6月処分を取り消した控訴審判決は、「自己の歴史観や世界観を含む思想等により忠実であろうとする教員にとっては、自らの思想や信条を捨てるか、それとも教職員としての身分を捨てるかの二者択一の選択を迫られることとなり、…憲法が保障している個人としての思想及び良心の自由に対する実質的な侵害につながる」と判示。過酷な停職6月処分は間接的制約ではなく「実質的な侵害」と憲法判断に言及してくれたが、今回の最高裁判決は、そこまでは至らなかった。

しかし、停職6月処分の心理的圧迫の強さを判示してくれたことは、大阪の「同一の職務命令違反(不起立)3回で免職」をうたう大阪府職員基本条例を否定したも同然だ。「教育は200%強制」と言った橋下府政下で制定した条例だ。そのことが最高にうれしい。